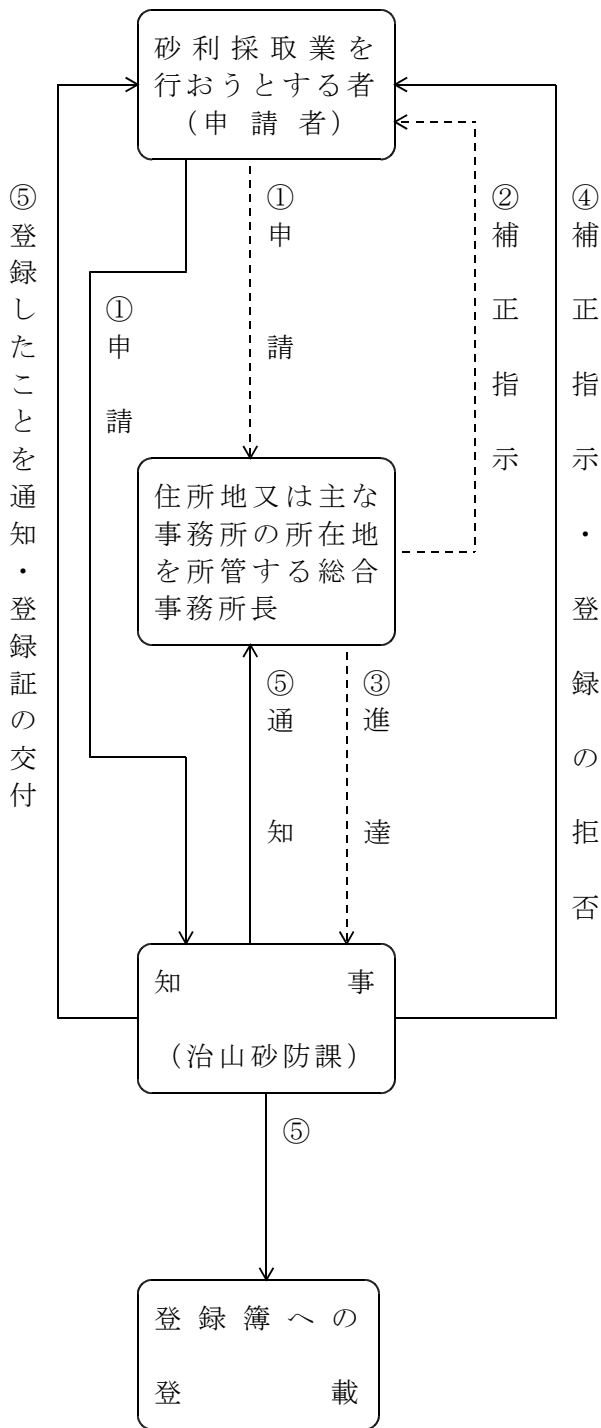


第1 砂利採取業者登録  
1 砂利採取業登録申請



① 砂利採取業を行おうとする者は、登録省令様式第1に以下に掲げる書類を添付し、知事（治山砂防課。以下同じ。）又は申請者の住所地又は主たる事務所の所在地を所管する総合事務所長に提出する。なお、提出部数は1部とする。

添付書類	様式
誓約書（申請者用）	要綱様式第1号
業務主任者試験合格証又は認定書の写し	
誓約書（業務主任者用）	要綱様式第2号
業務主任者雇用証明書	要綱様式第3号
登記事項証明書 （申請者が法人の場合）	

申請書及び添付書類の作成要領は次頁以降の記入例による。

— 申請書が総合事務所に提出された場合 —

② 総合事務所長は申請書の形式的な事項について審査し、必要な書類が添付されていない場合等書類の補正が必要なときは、申請者に対し期限を付して文書で補正を指示する。

③ 総合事務所長は提出された申請書に必要な書類が添付されていること等を確認した上で速やかに知事に進達する。

④ 知事は申請書を審査し、必要な場合は期限を付して補正を指示する。登録申請者が登録の拒否要件（法第6条第1項）に該当するときは登録を拒否することとし、その旨申請者に通知する。

⑤ 知事は、登録の拒否要件に該当しない場合は、登録簿（要綱様式第5号）に登載するとともに申請者及び申請者の住所地又は主たる事務所を所管する総合事務所長に登録した旨を通知する。なお、このとき申請者に砂利採取業者登録証（要綱様式第4号）を交付する。

収入証紙貼付け欄

（消印しないこと。）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

## 砂利採取業者登録申請書

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

平成21年4月1日

住 所 米子市糍町一丁目160番

氏名又は名称及び 米子砂利 株式会社  
法人にあつては、  
その代表者の氏名 代表取締役 米子 太郎 印

砂利採取法第3条の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 事務所の名称及びその所在地  
名 称 米子砂利 株式会社  
所在地 米子市糍町一丁目160番
- その事務所に置く業務主任者の氏名  
米子 太郎
- 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名  
代表取締役 米子 太郎  
取締役 倉吉 三郎  
取締役 境港 四郎

（記載にあつての注意事項）

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 収入証紙貼付け欄には鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）に定める金額の鳥取県収入証紙を貼り付けること。ただし、消印しないこと。
- 「事務所」とは、砂利採取業を行う上での本拠、言い換えれば、具体的に砂利採取場を選定し、それを購入し、採取計画の立案及びその認可の申請等の事

務をつかさどり、また砂利採取場の維持管理を行い、現実の採取活動について指示監督するとともに、災害が生じた場合には、その防止措置に関する指令を発し、必要があれば損害賠償の折衝の任に当たるような業務を行う場所をいう。

- 6 業務主任者については、砂利採取業を行おうとする者自身が業務主任者となることは妨げない。ただし、業務主任者が、他の事務所または他の砂利採取業者の業務主任者となることは、認められない。また、法人の監査役又は協同組合の監事は商法第267条の又は中小企業等協同組合法第37条の規定により、業務主任者となることはできない。
- 7 業務を行う役員の氏名には、法人の登記事項証明書に記載されている役員すべてを記入すること。ただし、監査役員及び組合の監事は除く。業務を行う役員の氏名には、法人の代表者も他の業務を行う役員とともに氏名を記載すること。
- 8 この様式に添付する書類は登録規則第8条第2項に定める書類とし、以下の要領で作成すること。
  - (1) 申請者が法第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であること誓約する書面については、要綱様式第1号に必要な事項を記載すること。
  - (2) 事務所に置く業務主任者が業務主任者試験に合格した者又は法第6条第1項第5号ロの規定による認定を受けた者であることを証する書面については、試験を受験又は認定の申請を行った都道府県が、合格又は認定時に交付する登録省令様式第11又は登録省令様式第13の写しを添付すること。
  - (3) 事務所に置く業務主任者が法第6条第1項第1号から第3号までに該当しない者であること誓約する書面については、要綱様式第2号に必要な事項を記載すること。
  - (4) 事務所に置く業務主任者が申請者又はその従業員であることを証する書面については、要綱様式第3号に必要な事項を記載すること。なお、この様式を雇用契約書にかえることができる。
  - (5) 法人の登記事項証明書については、申請人が法人である場合において添付することとし、正本を添付すること。

(参考)

砂利採取業を行おうとする者は、その事業を行う前に、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。なお、ここでいう砂利採取業は以下のような態様のものいう。

- 1 「砂利採取業」というためには、反復、継続して行うものでなければならない。例えば、個人が庭を修理するために一時的に砂利を採取する場合等は、「砂利採取業」には、該当しない。また、宅地工事、土地改良工事その他の建設工事の施工箇所において生じた砂利を採取する場合も「砂利採取業」に該当しない。ただし、宅地工事及び土地改良工事であっても、他の箇所で使用する目的をもって砂利の採取を行っているものは「砂利採取業」に該当する。

この「他の箇所で使用する目的をもって砂利を採取する」とは、工事現場において生じた砂利を宅地造成や土地改良の工事を進めるために取り除くという消極的な砂利の採取ではなく、究極的には宅地造成や土地改良を行う目的であっても、工事の過程で採取した砂利を販売したり、他の箇所で使用したりするなど、積極的な目的をもった砂利の採取を行うことをいう。

なお、鳥取県では、砂利採取業の定義について、要綱第3条において以下のように定

め、運用する。

**【鳥取県砂利採取事務取扱要綱】**

第3条 砂利を採取している者が行う行為が、次の各号いずれにも該当するときは、砂利採取業に該当するものとする。

- (1) 営利又は非営利に関わらず、砂利の採取を事業目的とし、かつ、当該砂利の採取が1箇月以上継続していること。
- (2) 当該砂利の採取に係る砂利を販売し、又は他の場所において使用していること。

登録を受けることなく砂利採取業を行った者は、法第3条違反として法第45条に定める罰則の対象となるので留意すること。

**【砂利採取法】**

第四十五条

次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条の規定に違反して砂利採取業を行なった者
- 二 第十二条第一項、第二十三条第一項若しくは第二項又は第二十六条の規定による命令に違反した者
- 三 第十六条又は第二十一条の規定に違反して砂利の採取を行なった者